

法律科目試験問題（刑事訴訟法） 配点 50 点

問1 以下の【設例】をよく読んで、【設問】に答えなさい。(25 点)

【設例】 警察官Pは、Yと共謀して自宅において拳銃2丁を隠匿所持していたとの銃砲刀剣類所持等取締法違反の被疑事実について、Yの夫であるXを取調べた。

Xは、当初、「Yが勝手に買ったものだ」として、自己の事件への関与を否定していた。しかし、その後の取調べにおいて、Pから、「Yは事実を認めている。誰が見てもYの独断でやったとは思わん。こんなことで二人とも処罰されることはない。」と告げられたところ、Xは、自分が共謀の点を認めればYは処罰を免れるかもしれないと考え、Yと共謀して犯行を行った旨の供述をするに至った。

これに対し、Yは当初から一貫して犯行を否認したが、その後、Xとともに、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事実により起訴されるに至った。

【設問】 下線部の供述について、次の各場合において生じうる証拠法上の問題点を指摘し、論じなさい。

- (1) X自身の犯行の事実を証明するために用いる場合。
- (2) Yの犯行の事実を証明するために用いる場合。

問2 次の文章は、最高裁平成16年7月12日第一小法廷決定からの抜粋である。

下線部の意味について分かりやすく解説するとともに、批評しなさい。(25 点)

「おとり捜査は、捜査機関又はその依頼を受けた捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働き掛け、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕等により検挙するものであるが、少なくとも、直接の被害者がいない薬物犯罪等の捜査において、通常の見方のみでは当該犯罪の摘発が困難である場合に、機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者を対象におとり捜査を行うことは、刑訴法197条1項に基づく任意捜査として許容されるものと解すべきである。

これを本件についてみると、……麻薬取締官において、捜査協力者からの情報によっても、被告人の住居や大麻樹脂の隠匿場所等を把握することができず、他の捜査手法によって証拠を収集し、被告人を検挙することが困難な状況にあり、一方、被告人は既に大麻樹脂の有償譲渡を企図して買手を求めていたのであるから、麻薬取締官が、取引の場所を準備し、被告人に対し大麻樹脂2kgを買受ける意向を示し、被告人が取引の場に大麻樹脂を持参するよう仕向けたとしても、おとり捜査として適法というべきである。したがって、本件の捜査を通じて収集された大麻樹脂を始めとする各証拠の証拠能力を肯定した原判断は、正当として是認できる。」